

## 子ども・子育て支援法に基づく利用定員について

### 1 概要

「子ども未来戦略」に基づき、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）が新たに創設され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。

本事業の実施に当たり、特定乳児等通園支援の利用定員を定める必要があるため、文京区子ども・子育て会議への意見聴取を行うものである。

### 2 根拠法令

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第3項

### 3 利用定員

#### (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員

認可定員又は各年度における4月1日時点の在籍児童数のいずれかを利用定員とする。

#### (2) 特定乳児等通園支援の利用定員

ア 一般型乳児等通園支援事業

認可定員を利用定員とする。

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

3(1)で定めた利用定員から、在籍児童数を差し引いた数を利用定員とする。

### 4 その他

3の利用定員の設定方法を変更する場合、改めて文京区子ども・子育て会議への意見聴取を行うものとする。